

議案第 90 号

八潮市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例について
八潮市認可地縁団体印鑑条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和 8 年 9 月 1 日提出

八潮市長 大 山 忍

提 案 理 由

地方自治法施行規則の一部改正に伴い、規定の整備をしたいため、この案を提出するものである。

八潮市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例

八潮市認可地縁団体印鑑条例（平成6年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「第19条第1項第1号へ」を「第18条の3第1項第6号」に改める。

第3条第2項ただし書中「八潮市印鑑条例第2条第1項各号」を「同条例第2条第1項」に、「において」を「においては」に改める。

第4条第1項中「第21条第2項」を「第18条の3第1項」に改め、同条第2項第4号中「事務所」を「主たる事務所」に改める。

第10条第1項第2号中「事務所」を「主たる事務所」に改める。

附 則

この条例は、令和8年10月1日から施行する。ただし、第3条第2項ただし書、第4条第2項第4号及び第10条第1項第2号の改正規定は、公布の日から施行する。